

議案第43号

代理の承認を求めることについて（倉敷市労働会館条例等の一部を改正する条例の制定について）

教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和51年倉敷市教育委員会規則第10号）第2条第3項の規定により、11月定例会市議会に提出する条例議案の作成に係る市長への意見の申出について、次のとおり代理したので、承認を求める。

令和6年12月26日提出

倉敷市教育委員会

教育長 仁 科 康

倉敷市労働会館条例等の一部を改正する条例の制定について

令和5年12月に公表した「公共施設の使用料のあり方に関する基本方針」に基づき、教育委員会が所管する生涯学習施設の使用料の改定を行うため、倉敷市公民館条例ほかに関連する条例を改正するものです。

1 適用となる個別条例

倉敷市労働会館条例 外19件のうち5件

	個別条例	担当所属	一部改正条例のうち 該当する条項
1	倉敷市公民館条例	市民学習センター	第2条
2	倉敷市立自然史博物館条例	自然史博物館	第7条
3	倉敷市民学習センター条例	市民学習センター	第8条
4	倉敷市旧柚木家住宅条例	文化財保護課	第10条
5	倉敷市まきび記念館条例	文化財保護課	第15条

2 施行日

令和7年4月1日

3 その他（利用実態等を勘案した料金設定などによる見直し）

倉敷市公民館条例（倉敷・水島・船穂公民館大ホール）

倉敷市民学習センター条例（大ホール）

- ① 本市住民でないものが、使用する場合の割増し加算を100%に統一する。
- ② 入場料等を徴収して使用する場合、「本市住民」「本市住民でないもの」の割増し加算を50%に統一する。

倉敷市労働会館条例等の一部を改正する条例

(倉敷市公民館条例の一部改正)

第2条 倉敷市公民館条例(昭和44年倉敷市条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第12条関係)

(省略)

(倉敷市立自然史博物館条例の一部改正)

第7条 倉敷市立自然史博物館条例(昭和58年倉敷市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「440円」を「660円」に、「660円」を「990円」に、「1,100円」を「1,650円」に改める。

(倉敷市民学習センター条例の一部改正)

第8条 倉敷市民学習センター条例(平成5年倉敷市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第9条関係)

(省略)

(倉敷市旧柚木家住宅条例の一部改正)

第10条 倉敷市旧柚木家住宅条例(平成10年倉敷市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

別表(第11条、第13条関係)

(省略)

(倉敷市まきび記念館条例の一部改正)

第15条 倉敷市まきび記念館条例(平成17年倉敷市条例第98号)の一部を次のように改正する。

別表中「660円」を「470円」に、「880円」を「680円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の各種使用料等に係る規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料等について適用し、同日前の使用許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

提案理由

公共施設の整備費及び維持管理費を考慮し、施設使用料を改定する等のため、条例を改正するものである。

倉敷市労働会館条例等の一部を改正する条例 適用条例の新旧対照表

倉敷市公民館条例（昭和44年倉敷市条例第35号）（第2条関係）

新								旧								
別表第2（第12条関係） その1 (単位 円)								別表第2（第12条関係） その1 (単位 円)								
館名	区分	基本使用料						館名	区分	金額						備考
		午前9時から午前12時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで			午前9時から午前12時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
倉敷市 倉敷公 民館	大ホール（楽屋、 控室を含む。）	2,970	4,950	3,920	7,920	10,460	14,190	倉敷市 倉敷公 民館	大ホール 本市民 一住 入場料 等を徴 収しな い場合	1,980	3,300	4,180	5,280	7,480	9,460	楽屋、控 室を含 む。
									入場料 等を徴 収する 場合	2,970	4,950	6,270	7,920	11,220	14,190	
									本市民 住 入場料 等を徴 収しな い場合	3,960	6,600	8,250	10,560	14,850	18,810	
									で 入場料 等を徴 収する 者 場合	4,950	8,250	10,450	13,200	18,700	23,650	
	第1会議室	490	990	1,100	1,480	2,310	2,800		第1会議室	330	660	880	990	1,540	1,870	
	第2会議室	820	1,320	1,650	2,140	2,970	3,790		第3会議室 和室							
	第3会議室	490	990	1,150	1,480	2,310	2,800		第2会議室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	第4会議室	820	1,320	1,650	2,140	2,970	3,790		第4会議室							
	調理実習室	1,200	1,620	1,620	3,240	3,640	4,780		展示室							
	和室	490	990	1,320	1,480	2,310	2,800		調理実習室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
倉敷市 水島公 民館	大ホール（楽屋、 控室を含む。）	2,970	4,950	6,270	7,920	11,220	14,190	倉敷市 水島公 民館	大ホール 本市民 一住 入場料 等を徴 収しな い場合	1,980	3,300	4,180	5,280	7,480	9,460	楽屋、控 室を含 む。
									入場料 等を徴 収する 場合	2,970	4,950	6,270	7,920	11,220	14,190	
									本市民 住 入場料 等を徴 収しな い場合	3,960	6,600	8,250	10,560	14,850	18,810	
									で 入場料 等を徴 収する 者 場合	4,950	8,250	10,450	13,200	18,700	23,650	
	第1会議室	820	1,320	1,650	2,140	2,970	3,790		第1会議室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	第2会議室	820	1,320	1,650	2,140	2,970	3,790		第2会議室							
	第3会議室	490	750	750	1,480	1,710	2,470		展示室							
	第4会議室	490	750	750	1,480	1,710	2,470		工作室							
	調理実習室	1,140	1,520	1,520	3,040	3,430	4,780		音楽室							
	和室	490	990	1,320	1,480	2,310	2,800		調理実習室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	

	展示室		820	1,320	1,440	2,140	2,970	3,790
	工作室		820	1,320	1,610	2,140	2,970	3,790
	音楽室		820	1,240	1,240	2,140	2,800	3,790
倉敷市 児島公 民館	球技施設（1コート1時間あたり）	中学生、高校生 一般（大学生を含む。）						100 210

	第3会議室 第4会議室 和室		330	660	880	990	1,540	1,870
倉敷市 児島公 民館	球技施設	中学生、高校生 一般（大学生を含む。）						771時間（1コートにつき） 165

その2

(単位 円)

館名	区分	基本使用料					
		午前9時から午前12時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
倉敷市	大会議室	820	1,320	1,650	2,140	2,970	3,790
倉敷東 公民館	調理実習室 和室	890 490	1,180 820	1,300 990	2,370 1,320	2,680 1,810	3,870 2,310
倉敷市	大会議室	820	1,320	1,650	2,140	2,970	3,790
倉敷西 公民館	小会議室 調理実習室 和室	490 1,070 490	660 1,420 820	660 1,420 840	1,320 2,850 1,320	1,520 3,210 1,810	2,200 4,640 2,310
倉敷市	大会議室	820	1,320	1,650	2,140	2,970	3,790
倉敷南 公民館	小会議室 調理実習室 和室	490 1,040 490	690 1,390 820	690 1,390 940	1,320 2,800 1,320	1,570 3,150 1,810	2,270 4,560 2,310
倉敷市	大会議室	820	1,320	1,650	2,140	2,970	3,790
倉敷北 公民館	小会議室 調理実習室 和室	490 1,040 490	690 1,390 820	690 1,390 940	1,320 2,800 1,320	1,570 3,150 1,810	2,270 4,560 2,310
倉敷市	大会議室	820	1,320	1,650	2,140	2,970	3,790
多津美 公民館	小会議室 調理実習室 和室	490 1,070 490	660 1,420 820	660 1,420 840	1,320 2,850 1,320	1,520 3,210 1,810	2,200 4,640 2,310
倉敷市	大会議室	820	1,320	1,650	2,140	2,970	3,790
新田公 民館	調理実習室 和室	1,020 490	1,370 820	1,370 990	2,740 1,320	3,080 1,810	4,460 2,310
倉敷市	大会議室	820	1,320	1,650	2,140	2,970	3,790
庄公民 館	第1会議室 第2会議室 調理実習室 和室 工作室	490 490 860 490 490	820 820 1,150 820 820	990 990 1,300 990 990	1,320 1,320 2,320 1,320 1,320	1,810 1,810 2,610 1,810 1,810	2,310 2,310 3,770 2,310 2,310
倉敷市	大会議室	820	1,320	1,650	2,140	2,970	3,790
茶屋町 公民館	第1会議室 第2会議室 調理実習室 和室 実技練習室 工作室	490 490 1,240 490 820 490	820 710 1,660 820 1,320 820	990 710 1,660 990 1,650 990	1,320 1,320 3,300 1,320 2,140 1,320	1,810 1,630 3,760 1,810 2,970 1,810	2,310 2,310 4,780 2,310 3,790 2,310
倉敷市	大会議室	820	1,320	1,650	2,140	2,970	3,790
西阿知 公民館	小会議室 調理実習室 和室	420 980 490	570 1,300 820	570 1,300 910	1,150 2,610 1,320	1,290 2,940 1,810	1,870 4,250 2,310
倉敷市	大会議室	820	1,320	1,650	2,140	2,970	3,790
福田公 民館	調理実習室 和室	1,090 490	1,460 820	1,460 990	2,920 1,320	3,280 1,810	4,750 2,310
倉敷市	大会議室	820	1,320	1,650	2,140	2,970	3,790
福田南	第1会議室 第2会議室	490 490	820 820	990 990	1,320 1,320	1,810 1,810	2,310 2,310

その2

(単位 円)

館名	区分	金額						備考
		午前9時から午前12時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
倉敷市	大会議室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
倉敷東 公民館	調理実習室 和室	1,210 330	1,540 550	1,870 660	2,200 880	2,860 1,210	3,190 1,540	
倉敷市	大会議室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
倉敷西 公民館	調理実習室 小会議室 和室	1,210 330 330	1,540 550 550	1,870 660 660	2,200 880 880	2,860 1,210 1,210	3,190 1,540 1,540	
倉敷市	大会議室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
倉敷南 公民館	調理実習室 小会議室 和室	1,210 330 330	1,540 550 550	1,870 660 660	2,200 880 880	2,860 1,210 1,210	3,190 1,540 1,540	
倉敷市	大会議室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
倉敷北 公民館	調理実習室 小会議室 和室	1,210 330 330	1,540 550 550	1,870 660 660	2,200 880 880	2,860 1,210 1,210	3,190 1,540 1,540	
倉敷市	大会議室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
多津美 公民館	調理実習室 小会議室 和室	1,210 330 330	1,540 550 550	1,870 660 660	2,200 880 880	2,860 1,210 1,210	3,190 1,540 1,540	
倉敷市	大会議室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
新田公 民館	調理実習室 和室	1,210 330	1,540 550	1,870 660	2,200 880	2,860 1,210	3,190 1,540	
倉敷市	大会議室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
庄公民 館	調理実習室 第1会議室 第2会議室 和室 工作室	1,210 330 330 330 330	1,540 550 550 550 550	1,870 660 660 660 660	2,200 880 880 880 880	2,860 1,210 1,210 1,210 1,210	3,190 1,540 1,540 1,540 1,540	
倉敷市	大会議室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
茶屋町 公民館	調理実習室 実技練習室 第1会議室 第2会議室 和室 工作室	1,210 550 330 330 330 330	1,540 880 550 550 550 550	1,870 1,100 660 660 660 660	2,200 1,430 880 880 880 880	2,860 1,980 1,210 1,210 1,210 1,210	3,190 2,530 1,540 1,540 1,540 1,540	
倉敷市	大会議室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
西阿知 公民館	調理実習室 小会議室 和室	1,210 330 330	1,540 550 550	1,870 660 660	2,200 880 880	2,860 1,210 1,210	3,190 1,540 1,540	
倉敷市	大会議室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
福田公 民館	調理実習室 和室	1,210 330	1,540 550	1,870 660	2,200 880	2,860 1,210	3,190 1,540	
倉敷市	大会議室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
福田南	調理実習室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	

公民館	第3会議室	490	820	990	1,320	1,810	2,310	公民館	第1会議室	330	550	660	880	1,210	1,540	
	第4会議室	490	820	900	1,320	1,810	2,310		第2会議室							
	第5会議室	490	690	690	1,320	1,570	2,270		第3会議室							
	調理実習室	850	1,080	1,310	2,170	2,450	3,530		第4会議室							
	和室	490	820	900	1,320	1,810	2,310		第5会議室							
倉敷市 連島公 民館	大会議室	820	1,320	1,650	2,140	2,970	3,790	倉敷市 連島公 民館	大会議室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	第1会議室	490	820	990	1,320	1,810	2,310		調理実習室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
	第2会議室	490	820	990	1,320	1,810	2,310		第1会議室	330	550	660	880	1,210	1,540	
	第3会議室	490	820	990	1,320	1,810	2,310		第2会議室							
	第4会議室	490	820	990	1,320	1,810	2,310		第3会議室							
	第5会議室	490	660	660	1,320	1,520	2,200		第4会議室							
	調理実習室	850	1,080	1,310	2,020	2,280	3,300		第5会議室							
	和室	490	820	890	1,320	1,810	2,310		和室							
倉敷市 連島南 公民館	大会議室	820	1,320	1,650	2,140	2,970	3,790	倉敷市 連島南 公民館	大会議室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	調理実習室	1,000	1,340	1,340	2,700	3,040	4,400		調理実習室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
	和室	490	820	990	1,320	1,810	2,310		和室	330	550	660	880	1,210	1,540	
倉敷市 下津井 公民館	大会議室	820	1,320	1,650	2,140	2,970	3,790	倉敷市 下津井 公民館	大会議室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	調理実習室	860	1,150	1,300	2,320	2,610	3,770		調理実習室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
	和室	490	820	990	1,320	1,810	2,310		和室	330	550	660	880	1,210	1,540	
倉敷市 本荘公 民館	大会議室	820	1,320	1,650	2,140	2,970	3,790	倉敷市 本荘公 民館	大会議室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	調理実習室	880	1,180	1,300	2,360	2,660	3,850		調理実習室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
	和室	490	820	990	1,320	1,810	2,310		和室	330	550	660	880	1,210	1,540	
倉敷市 琴浦公 民館	第1会議室	490	820	990	1,320	1,810	2,310	倉敷市 琴浦公 民館	第1会議室	330	550	660	880	1,210	1,540	
	第2会議室	490	820	990	1,320	1,810	2,310		第2会議室							
	第3会議室	490	820	990	1,320	1,810	2,310		第3会議室							
	調理実習室	1,270	1,700	1,700	3,300	3,830	4,780		和室							
	和室	490	650	650	1,320	1,480	2,150		工作室							
	工作室	490	820	990	1,320	1,810	2,310		陶芸窯室	660	660	660	880	880	1,100	
倉敷市 唐琴公 民館	大会議室	820	1,320	1,650	2,140	2,970	3,790	倉敷市 唐琴公 民館	大会議室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	調理実習室	860	1,150	1,300	2,320	2,610	3,770		調理実習室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
	和室	490	690	690	1,320	1,570	2,270		和室	330	550	660	880	1,210	1,540	
倉敷市 郷内公 民館	大会議室	820	1,320	1,650	2,140	2,970	3,790	倉敷市 郷内公 民館	大会議室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	調理実習室	930	1,400	1,400	2,810	3,170	4,580		調理実習室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
	和室	490	820	990	1,320	1,810	2,310		和室	330	550	660	880	1,210	1,540	
倉敷市 玉島東 公民館	大会議室	820	1,320	1,650	2,140	2,970	3,790	倉敷市 玉島東 公民館	大会議室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	小会議室	490	820	960	1,320	1,810	2,310		調理実習室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
	調理実習室	1,000	1,330	1,330	2,680	3,010	4,350		小会議室	330	550	660	880	1,210	1,540	
倉敷市 玉島西 公民館	和室	490	790	790	1,320	1,780	2,310	倉敷市 玉島西 公民館	和室							
	大会議室	820	1,320	1,650	2,140	2,970	3,790		大会議室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	小会議室	350	470	470	960	1,080	1,570		調理実習室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
	調理実習室	1,050	1,400	1,400	2,810	3,170	4,580		小会議室	330	550	660	880	1,210	1,540	
倉敷市 玉島北 公民館	和室	490	660	660	1,320	1,520	2,200	倉敷市 玉島北 公民館	和室							
	大会議室	820	1,320	1,650	2,140	2,970	3,790		大会議室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	第1会議室	490	820	990	1,320	1,810	2,310		第1会議室	330	550	660	880	1,210	1,540	
	第2会議室	360	480	480	970	1,090	1,580		第2会議室							
	調理実習室	1,080	1,430	1,430	2,880	3,240	4,680		第1和室							
	第1和室	430	580	580	1,170	1,310	1,900		第2和室							
	第2和室	320	420	460	860	980	1,410		工作室							
工作室	490	820	990	1,320	1,810	2,310	調理実習室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190			
倉敷市 玉島黒 崎公民 館	大会議室	820	1,320	1,650	2,140	2,970	3,790	倉敷市 玉島黒 崎公民 館	大会議室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	小会議室	390	510	510	1,040	1,180	1,700		調理実習室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
	調理実習室	1,030	1,370	1,370	2,750	3,090	4,470		小会議室	330	550	660	880	1,210	1,540	
	和室	490	820	840	1,320	1,810	2,310		和室							
倉敷市 船穂公 民館	大ホール（控室を 含む。）	2,970	4,950	6,270	7,920	11,220	14,190	倉敷市 船穂公 民館	大ホール （控室を 含む。）	1,980	3,300	4,180	5,280	7,480	9,460	控室を 含む。
									入場料 等を徴 収しな い場合 入場料 等を徴	2,970	4,950	6,270	7,920	11,220	14,190	

	研修室	820	1,320	1,650	2,140	2,970	3,790
	会議室B	820	1,320	1,650	2,140	2,970	3,790
	会議室C	490	990	1,320	1,480	2,310	2,800
	調理実習室	1,620	2,160	2,160	3,300	4,290	4,780
	和室（16畳）	490	900	900	1,480	2,030	2,800
	和室（24畳）	490	990	1,320	1,480	2,310	2,800
	実習室A	490	990	1,250	1,480	2,310	2,800
	実習室B	490	990	1,320	1,480	2,310	2,800
	実習室C	490	990	1,320	1,480	2,310	2,800
倉敷市 真備公 民館	大集会室	820	1,320	1,650	2,140	2,970	3,790
	研修室	490	990	1,320	1,480	2,310	2,800
	1F会議室	490	660	660	1,340	1,520	2,190
	2F会議室	490	890	890	1,480	2,010	2,800
	調理実習室	1,670	2,230	2,230	3,300	4,290	4,780
	大和室（20畳）	490	990	1,320	1,480	2,310	2,800
	第1和室（8畳）	340	460	610	900	1,070	1,480
	第2和室（16畳）	490	730	730	1,470	1,660	2,400
	講義室	490	990	1,320	1,480	2,310	2,800

	収める 場合						
	本 市 等 を 徴 収 し な い 場 合	3,960	6,600	8,250	10,560	14,850	18,810
	で 入 場 料 等 を 徴 収 す る 者 の 場 合	4,950	8,250	10,450	13,200	18,700	23,650
	研修室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530
	会議室B						
	実習室A	330	660	880	990	1,540	1,870
	実習室B						
	実習室C						
	会議室C						
	和室（16畳）						
	和室（24畳）						
	調理実習室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190
倉敷市 真備公 民館	大集会室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530
	1F会議室	330	660	880	990	1,540	1,870
	2F会議室						
	講義室						
	大和室（20畳）						
	第1和室（8畳）						
	第2和室（16畳）						
	研修室						
	調理室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190

備考

- 冷暖房を使用する場合は、1時間につき次のとおり加算する。
 (1) 大ホール 1,320円
 (2) 大ホール以外 165円
- 冷暖房の使用時間の計算については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間として取り扱うものとする。
- 倉敷市児島公民館球技施設の所在地は、倉敷市児島小川町3672番地11とする。
- 市外居住割増し**
 大ホールを本市住民（本市内に住所を有する者又は本市内に事務所を有する団体及び法人をいう。）以外の者が使用する場合は、基本使用料に100パーセントを加算する。
- 入場料等徴収割増し**
 大ホールの使用において入場料等を徴収する場合は、基本使用料に50パーセントを加算する。
- 金額には消費税及び地方消費税を含む。

備考

- 冷暖房を使用する場合は、1時間につき次のとおり加算する。
 (1) 大ホール 1,320円
 (2) 大ホール以外 165円
- 冷暖房の使用時間の計算については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間として取り扱うものとする。
- 倉敷市児島公民館球技施設の所在地は、倉敷市児島小川町3672番地11とする。
- 金額には消費税及び地方消費税を含む。

倉敷市立自然史博物館条例（昭和58年倉敷市条例第28号）（第7条関係）

新				旧					
別表第3（第7条関係） 講義室使用料				別表第3（第7条関係） 講義室使用料					
使用時間 使用場所	基本使用料			冷暖房の使用	使用時間 使用場所	基本使用料			冷暖房の使用
	午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで			午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	
講義室	660円	990円	1,650円	1時間につき 770円	講義室	440円	660円	1,100円	1時間につき 770円

倉敷市民学習センター条例（平成5年倉敷市条例第10号）（第8条関係）

新							旧						
別表第1（第9条関係）							別表第1（第9条関係）						
(単位 円)							(単位 円)						
使用時間 使用場所	基本使用料						備考						
	午前9時から午前12時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで							
大ホール（控室を含む。）	3,130	5,280	5,050	8,410	11,710	14,850	大ホール 本市 住民 入場料等を徴収しない場合 入場料等を徴収する場合 本市 住民 でない 入場料等を徴収する場合 控室を含む。						
中ホール	1,320	2,140	2,640	3,460	4,780	6,100	中ホール						
視聴覚ホール	1,320	2,140	2,640	3,460	4,780	6,100	視聴覚ホール						
茶華道室	1,760	2,340	1,760	4,690	4,690	7,040	茶華道室 2室に分けて使用する場合は半額						
クラフト室	1,860	2,470	1,860	3,130	3,960	4,950	クラフト室						
生活科学室	1,860	2,470	1,860	3,130	3,960	4,950	生活科学室						
調理実習室	1,860	2,470	1,860	3,130	3,960	4,950	調理実習室						
軽トレーニング室	1人1回につき 330						軽トレーニング室						
第1会議室(1)	820	1,320	1,460	2,140	2,970	3,790	第1会議室(1)						
第1会議室(2)	820	1,320	1,460	2,140	2,970	3,790	第1会議室(2)						
第2和室会議室(1)	820	1,300	980	2,140	2,610	3,790	第2和室会議室(1)						
第2和室会議室(2)	820	1,300	980	2,140	2,610	3,790	第2和室会議室(2)						
第3会議室(1)	820	1,320	1,200	2,140	2,970	3,790	第3会議室(1)						
第3会議室(2)	820	1,320	1,200	2,140	2,970	3,790	第3会議室(2)						
第4会議室	820	1,320	1,150	2,140	2,970	3,790	第4会議室						
第5会議室	820	1,320	1,150	2,140	2,970	3,790	第5会議室						
特別会議室(1)	1,320	2,140	1,810	3,460	4,780	6,100	特別会議室(1)						
特別会議室(2)	600	810	770	1,630	1,630	2,450	特別会議室(2)						
音楽練習室	1,980	2,470	2,970	4,450	5,440	7,420	音楽練習室						
器楽練習室	1,320	1,970	1,480	3,460	3,960	5,930	器楽練習室						

備考

- 冷暖房を使用する場合は、1時間につき次のとおり加算する。
 - 大ホール 1,320円
 - 中ホール、視聴覚ホール 550円
 - その他 165円
- 冷暖房の使用時間の計算については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間として取り扱うものとする。
- 市外居住割増し**
大ホールを本市住民（本市内に住所を有する者又は本市内に事務所を有する団体及び法人をいう。）以外の者が使用する場合は、基本使用料に100パーセントを加算する。

備考

- 冷暖房を使用する場合は、1時間につき次のとおり加算する。
 - 大ホール 1,320円
 - 中ホール、視聴覚ホール 550円
 - その他 165円
- 冷暖房の使用時間の計算については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間として取り扱うものとする。

4 入場料等徴収増し

大ホールの使用において入場料等を徴する場合は、基本使用料に50パーセントを加算する。

5 調理実習室、クラフト室及び生活科学室のガスの使用の場合は、1室1回につき440円を加算する。

6 茶華道室を2室に分けて使用する場合は、基本使用料の2分の1の額とする。

7 金額には消費税及び地方消費税を含む。

3 調理実習室、クラフト室及び生活科学室のガスの使用の場合は、1室1回につき440円を加算する。

4 金額には消費税及び地方消費税を含む。

倉敷市旧柚木家住宅条例（平成10年倉敷市条例第44号）（第10条関係）

新		旧	
別表（第11条、第13条関係）		別表（第11条、第13条関係）	
生涯学習施設	金額（1時間当たり）	生涯学習施設	金額（1時間に付き）
第1和室	160円	第1和室	220円
第2和室	160円	第2和室	220円
第3和室	100円	第3和室	110円
第1会議室	330円	第1会議室	220円
第2会議室	100円	第2会議室	110円

倉敷市まきび記念館条例（平成17年倉敷市条例第98号）（第15条関係）

新				旧			
別表（第12条、第14条関係）				別表（第12条、第14条関係）			
区分	金額			区分	金額		
	午前10時から 午前12時まで	午前12時から 午後4時まで	午前10時から 午後4時まで		午前10時から 午前12時まで	午前12時から 午後4時まで	午前10時から 午後4時まで
茶室	220円	470円	680円	茶室	220円	660円	880円